

# 理事の職務権限規程

## 第1章 総則

### 第1条（目的）

この規程は、一般社団法人BLP-Network（以下「この法人」という。）における理事の職務権限を定め、一般社団法人としての業務の適法かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

### 第2条（法令等の順守）

理事は、法令、定款及びこの法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

## 第2章 理事の職務権限

### 第3条（理事）

理事は、この法人の業務執行を決定し、代表理事の職務の執行を監督するとともに、代表理事の選定若しくは解職その他法令又はこの法人の定款で定める職務を行う。

### 第4条（代表理事）

- 代表理事の職務権限は、法令、この法人の定款に掲げるもののほか、次のとおりとする。
  - この法人を代表し、その業務を総括する。
  - 理事による会議を招集し、議長としてこれを主宰する。
  - 毎事業年度に3か月に一回以上、自己の職務の執行の状況を理事に報告する。
- 理事の職務権限は、理事の過半数による決定により別に定めるものとする。なお、毎年度終了後、理事の職務権限の見直しを行うものとする。

## 第3章 補則

### 第5条（細則）

この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事の過半数による決定により別に定めることができる。

## 第6条（改 廃）

この規程の改廃は、理事会による決議によって行う。ただし、内容に影響のない軽微な修正については、理事長の判断により修正することができるものとする。

## 附 則

この規程は、令和 6 年 6 月 3 日から施行する。